	5条)				令和7年 7 月	3 10 0	
	委員会教育長 立 ☆☆☆	様 高等学校長)			ካላህ (ት /)	1	
※ 専攻科の	場合、「親権		のための給付金(<u>家計</u> を「生徒」と読み替えるも こください。		申請書		
	・この申請書	の記載内容は、事実に相違ありません。 る 委員会教育長又は校長の求めに従い、その	また、この申請書に虚偽の	記載があった場合	合には、		
	(長 ・この 中 調書)	の内容を確認し√を入れてくださ 図がない場合は受付できません。	りません。	学旅行費又は特別	別育成費		
	・奨学のための地方税関係	の給付金の事務手続きを処理するのを目6 青報を取得することに異存ありません。			ナンバーにより		
4		の給付金支給に必要な事務手続きを学校 記					
十葉県公立します。	高等学校等奨学	^{このための給付} 現 在の住所を記 載	· ·	亥当するので、 同	引取扱第7条の規定により下記 <i>0</i>	りとおり甲請	
以下の空欄	に、保護者等か	^{記入してくだ} 書類の送付先		1	ころは、該当のものを○で囲ん		
		₹ 260-8	<u>)</u> _	ふりがな	ちば いちろう		
申請者 (保護者等) 住所		千葉県千葉市中央区市場町1-1		申請者 (保護者等) 氏名	千葉一郎		
【1】計争し	なる高校生等に	TEL 043 (223) 4027					
			4.5.0.0		W#00 F 5	4 🗆	
)がな 	ちば たろう ・ 千葉 太郎	生年月日 在学校入学年月		平成20 年 5 月	2 年	
Д	V 泊	→ 大	/現在の学年		<i>令和6</i> 年 4 月	2 +	
在学	学校の名称	千葉県立☆☆☆高等学校					
校	区分	※ 国立 · 都道府県立 市立 全日制 · 定時制 · 通信制 · 専攻科)					
	I	学校名・課程	在学期間		在学中の給付金受給回	数	
	等学校等	△△市 立 OO 学校 ※(全日制・定時制・通信制・専攻科)		月~ 月	なし 1回 2回 3回 4回 □ 図 □ □ □	不明	
における	5在学期間	立 学校 ※(全日制·定時制·通信制·専攻科)	年年		なし 1回 2回 3回 4回	─────────────────────────────────────	
【学校使用	欄】	(申請者は記入しないでください)	過去		事等学校以外に、 等学校等がある場合は	日)	
	「高等学校等 の受給要件を 満	t学支援金」「学び直し支援金」「専攻科 情たしているか	支援				
●高校生等が	児童福祉法にお	E等が在籍し、修学しているか βける児童入所施設措置費等の見学旅行費 ■設の高校生等を除く)の給付対象となっ	•				
●早期給付申	請の有無を確認	ましたか					
生徒コード	()					

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする。

【2】保護者等の収入の状況についてアからせまるのらも、 蚊虫する口にしらむ仕けて

次の者の家計の状況の確認書類

該当する□、ひとつだけに

ア	2	√を入れてください。
1		親権者 1 名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
		・未婚、離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードを提出 できない場合
		未成年後見人()名分
ウ		・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
		対象となる高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)()名分
エ		・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
		※高校生等と主たる生計維持者は健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。
4		対象となる高校生等本人 家計急変月を記入

・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

家計の状況について

給与収	八状況	(家記	計急変後、3カ月分の金額を	記入)	家計急変月: 4	<u>月</u>
			保護者等① 給与額(収入額)			保護者等② 給与額(収入額)	
	急変月後 カ月目	A	140,000	円	A	70,000	円
	急変月後 カ月目	В	150,000	円	В	80,000	円
	急変月後 カ月目	С	160,000	円	С	90,000	円
	均額 +C/3)	D	150,000	円	D	80,000	円
]収入額 × 1 2)		1,800,000	円		960,000	円

所得額の計算(給与収入者以外の場合記入)

		売 上	経 費		所得額(売上-経寳	費)
保護者等①	家計急変月後 1カ月目	Н		円	A	円
	家計急変月後 2カ月目	Н		円	В	円
	家計急変月後 3カ月目	円		円	С	円
保	家計急変月後 1カ月目	Н		円	A	円
護者等	家計急変月後 2カ月目	А		円	В	円
2	家計急変月後 3カ月目	必ず記入してく 署名がない場合は受 係		円	С	円

上記の記載事項は、保護者等の て、事実と相違ないことを誓約いたします。

保護者等①

千葉 一郎

保護者等② 氏名 (署名)

千葉 花子

※申請後に年間収入(所得) 見込額に変更があった場合は、必ず申し出ること

【3】災害等に起因して家計が急変した場合で、災害等により制服が喪失・棄損した場合は、次の□にレ点を付けてください。

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・棄損したため、千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業(被災生徒 取扱第4条の給付を併せて申請します。

※家計: 該当する場合、□に√ 場合等、家計急変の申請時期と被災生徒制服補助の申請時期が異なる場合は、別途「千葉県公立高等学校等奨 付申請書」を提出のこと。

該当しない場合は空欄 【留 意 事

- 国公私立を問わす高等字校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の 1 受給資格はありません。
- 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。